

## 国際選手権日本代表選考規定

(目的)

**第1条** この規定は、国際選手権に派遣する日本代表選手選考に関し、必要な次項を定めることを目的とする。

(対象選手権)

**第2条** この規定で対象となるのは国際航空連盟（以下「FAI」という）の定める次の国際選手権とする。

- (1) 熱気球世界選手権
- (2) 熱気球太平洋選手権
- (3) 熱気球ジュニア世界選手権
- (4) 熱気球女性世界選手権
- (5) その他、一般社団法人日本気球連盟（以下「連盟」という）が指定する選手権または大会

(選考手順)

**第3条** スポーツ委員会は、この規定に基づき、代表パイロット選考審査のうえ、代表選考順位を決定し、連盟の理事会に答申する。

**2** 理事会は、スポーツ委員会の答申を審議のうえ、決定する。

**3** この決定は、国際選手権開催予定日の少なくとも60日以前に行われる。

**4** 日本代表選手として選考を希望する選手は、スポーツ委員会に対して選考予定日までにその意思の表明を書面により行わなければならない。

**5** 日本代表選手として選考を希望する選手は次の要件を満たさなければならない。

- (1) 国際選手権開催予定日より一年以前に、連盟の発行する熱気球操縦士技能証を取得し、所持していること。
- (2) 選考日において、熱気球操縦士技能証を取得後、機長として50時間以上の飛行経験を有することを証明できること。

(選考基準)

**第4条** スポーツ委員会は、可能な限り最も新しい日本選手権順位とその前年の日本選手権順位に基いて選考審査を行う。

**2** 選考審査は、原則として、対象とする国際選手権開催予定日の90日以前に行う。スポーツ委員会は、可能な限り早い時期に選考日程を連盟の会員に告知しなければならない。

**3** 選考日までに、選考審査の行われる前年度および前々年度の日本選手権順位が決定され、また前年度、前々年度の熱気球日本ランキング（以下「NRS」という）順位が決まっている場合、選考審査は次のとおりとする。

- (1) 日本選手権前年度1位、同前々年度1位、NRS前年度1位、NRS前々年度1位、日本選手権前年度2位、同前々年度2位の順に、日本選手権前年度と同前々年度、NRS前年度とNRS前々年度の1位より交互に序列をつけて代表選考順位を決定する。
- (2) 日本選手権はNRSに優先する。
- (3) 前年度は前々年度に優先する。
- (4) 前年度と前々年度に同一パイロットが存在する場合、代表選考順位の高い方のみを採用する。
- (5) 日本代表選手の補欠は、ここで決定された代表選考順位により、上位から選出する。

**4** 選考日より前年度、前々年度の日本選手権もしくは日本ランキングの不成立が発生した場合、成立している日本選手権と日本ランキングの成績によって代表選考順位を決定する。

**5** 選考審査の対象となる前年度および前々年度の日本選手権、NRSタスクが実施されなかった場合、スポーツ委員会が決定した方法で代表選考順位を決定する。

**6** 前項による代表選考後、出場枠に余裕がある場合、その他の出場希望パイロットからも選考するものとし、スポーツ委員会が決定した方法で代表選考順位を決定する。

(支援)

**第5条** スポーツ委員会は、大会役員、オブザーバーなどの資格で第2条に規定される海外での選手権に参加する会員に対し、次の支援を講じることができる。

(1) 支援費として旅費の補助を与える。

(2) この支援費は、参加大会終了後、スポーツ委員会に対して、参加大会に関するレポートを提出した後に与えられる。

附則

この規定は、平成30年(2018年)6月15日より施行する。

附則 平成30年(2018年)7月22日改正

この規定は、平成30年(2018年)7月22日より施行する。